

令和元年地方分権改革に関する提案募集に係る 全事項に共通して国に対処を求める意見

全国知事会

平成26年から新たに導入された「提案募集方式」等による事務・権限の移譲等を内容とする第9次地方分権一括法が成立し、全国知事会は、地方分権改革が着実に前進しているものと評価しております。

今回の提案募集に係る各府省第1次回答では提案内容に対応困難や今後検討とされたものが多く、全国知事会としては、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案の実現に向けて、積極的な検討を求めるものです。

特に、個別項目への意見については、別添のとおりです。また、全てに共通して国に対処をお願いする事項については以下のとおりです。

○国と地方の適切な役割分担の構築のため、全てに共通して以下の事項を求める。

- ・事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。
- ・報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
- ・一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。

○政府として最終的に決定するまでに、全てに共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求める。

- ・工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・財源については、事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。
- ・人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・各府省からの第1次回答において現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

令和元年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全 国 市 長 会

- ・ 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 財源については、市に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から市に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

令和元年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全国町村会

- ・ 工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・ 技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

令和元年8月20日

内閣府地方分権改革推進室 御中

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会

「令和元年 地方分権改革に関する提案募集に係る意見照会」
に対する回答について

平素は、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の運営につきまして、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年7月25日付けでご照会がありました、標記事項につきまして、下記のとおりご回答いたします。

格別のご配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 地方議会に係る提案事項について

地方分権改革の推進により、地方議会の果たす役割と責任はますます増大することから、地方議会の自主性・自立性確保と権限強化を図る必要がある。

このため、議決及び諮問の廃止を求めるなど、議会の権限に係る提案事項については、引き続き、慎重に対応すべきである。

2 その他の提案事項について

対応が困難とされた事項などもあるが、第2次回答を示す際には、地方の意見を十分踏まえ改めて検討を行い、その実現を図ること。